

笠岡市空家等の適切な管理に関する条例（笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正）（案）に対する意見等の内容及び市の考え方

第9条（支援）

（意見等の内容）

- 1 遠隔地に住んでいる空き家管理ができない所有者に代わって空き家の立木等の処分をしています。できれば大人数でやりたいと思っていて、協力者を募るときに、草刈り機の燃料代、チップソー代、弁当代等が出せれば喜んでもらえるのではと思っています。条例第9条の「・・・必要な支援をすることができる。」の支援内容と支援要請の手段方法を明示していただければと思います。

（市の考え方）

ここでは、空家等の適切な管理及び活用の促進を図るため、特に必要があると認められるとき、空家等が特定空家等の状態等になることを防止するとともに、その状態の改善を図ることに対して、市が必要な支援をすることができることを規定しています。

この必要な支援は、第6条にある空家等対策計画に基づいて行うこととなりますが、現在は、所有者等に対する情報提供と空家等の除却に係る支援を実施しています。

【情報提供に係る支援】

- ・ 空き家管理サービスを行う業者
- ・ 笠岡市空き家バンク制度
- ・ 空き家に関する補助制度

【空家等の除却に係る支援】

- ・ 居住のない老朽空き家の解体撤去後に課税される固定資産税等の一部を助成
- ・ 特定空家等の状態になった空家等の除却工事に係る経費の一部を補助

また、手段方法については、対象となる空き家の所有者等が市の窓口にお問合せ又は申請をしていただくこととなります。

なお、御意見にあります空き家の管理につきましては、第4条に所有者等の責務を規定しており、自己の財産である空家等を自己の責任において適切に管理すべきものと考えておりますので、現段階においては、空き家の管理に関する助成金や補助金の交付、チップソー等の物品交付等の支援は考えておりません。